

大規模災害時の連絡・情報収集体制フロー

平成 31 年 3 月 1 日 策定

○議長（議会事務局）

●議員

○●風水害等については、テレビ、インターネット等により随時、気象予報警報等の発表状況を把握する。

(1) 《大規模災害発生》※地震（震度5以上）・風水害等（災害対策本部設置時）

①【LINE】

○総務課長から、災害情報と安否情報『氏名、怪我の有無、所在、連絡先』の入力案内をLINEに送信する。

（ただし、総務課長に事故あるときは事務局次長または事務局長等が送信する。）

※ 総務課長は、LINE以外の手段で議員から安否情報を受けた場合、速やかに情報をLINEに送信する。

●議会事務局からの災害情報等を確認後、速やかに自身の安否情報をLINEに送信する。

送信例
「十勝太郎、有、自宅、携帯」
「帯広花子、無、避難所、090-0000-0000（家族携帯）」等

※ 他の議員の安否情報をLINEで確認する。

②【LINE以外】

○総務課長は、災害情報と安否情報『氏名、怪我の有無、所在、連絡先』を電話またはSMS等を利用して確認する。

●電話またはSMS等により議会事務局へ自身の安否情報を連絡する。

※ 議員の安否情報を集計し、連絡がない議員に対しては個別に安否確認を行い、全員の安否情報を確認する。

○会議開催中に大規模災害が発生した場合には、口頭にて安否確認を速やかに行い、会議後に連絡・情報収集体制を確立する。

(2) 《連絡・情報収集体制確立後》

○災害対策本部からの情報をはじめ、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。

●地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長に情報の提供を行う。

※ 議員は、発信したい情報がある場合、議長（議会事務局）に電話等を通じて情報の提供を行う（ただし、人命の確保や被害拡大の恐れなど緊急を要する場合を除く。）。

議長は集約した情報が適切なものか確認した上で、防災LINEにより必要な情報を議員に提供する。

【防災LINEの運用にあたっての具体的な提供情報の例】

LINE、SMS等を用いた本体制（以下「防災LINE」という。）の運用にあたっては、大規模災害発生時における安否確認・情報提供に加え、市民生活に大きな影響を及ぼす事案が発生した場合など以下に示す具体的な事例に限るものとする。

情報の区分	具体的な事例
(1) 災害関連情報	① 大規模災害発生時における議員の安否確認情報
	② 市内の地震被害や大雨、大雪等による被害の情報、対処情報
	③ その他の災害情報（建物災害、風害、危険物、航空・鉄道・道路・橋梁、大規模火災など）
(2) 国民保護関係情報	国民保護事案の発生情報、対処情報（例：テロ、化学剤の大量散布、大規模施設・輸送機関の爆破など）
(3) その他周知が必要な緊急事案	① ライフラインの途絶など市民生活に影響を及ぼすもの（大規模停電、広域断水、重要道路・橋梁の通行止めなど）
	② 爆発物、危険物の発見など、地域住民の生命等に危険が及ぶもの
	③ 鳥インフルエンザ、BSEなど地域産業等にとって、重大な懸念材料になるもの
	④ その他一定規模以上の市民生活に支障が予想されるもの

【防災LINE運用ルール】

- ・参加者は議員、事務局職員（管理職及び庶務係長）に限定する。
- ・大規模災害発生時における安否確認・情報提供及び市民生活に大きな影響を及ぼす事案の情報を提供する場合に限り使用する。
- ・知り得た他の議員などの情報を他に公開してはならない。
- ・議員同士で「友だち登録」を行う際には、お互いに同意の上で行う。
- ・プロフィールには極力、個人情報の入力を避ける。
- ・各期の任期が終了した場合には、各自で退会手続きを行う。（最後は事務局でグループを削除）

（参考）グループ構築手順

- ・会派の防災LINE担当者及び会派に属さない議員に対して、グループに招待し運用を開始する。会派の防災LINE担当者は、会派に所属する議員を順次招待し、グループを構築する。
- ・LINEを利用していない議員に対しては、事務局職員の連絡先登録を依頼する。